

(単独型) 短期入所生活介護 編

資料4 令和3年度制度改正の概要について

本資料は改定事項の概要であり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

- ・告示等：厚生労働省ホームページ「介護報酬」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/housyu/index.html

留意事項

- ① 今回の改正により、新設又は変更される下記の加算について、令和3年4月から算定をする場合は、事業者指導課へ令和3年4月15日までに体制等届出の提出が必要です。

体制等状況一覧表の名称	該当項目名
科学的介護推進体制加算	3 CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進
特定処遇改善加算	1 2 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
生活機能向上連携加算 I	2 2 生活機能向上連携加算の見直し
サービス提供体制強化加算 (※)	2 3 サービス提供体制強化加算の見直し
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	2 6 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
LIFE への登録	※留意事項④参照

※ サービス提供体制強化加算について、併設型短生で算定する場合は、令和2年度に加算 I イを算定していた場合で、令和3年4月から加算 II を算定する場合も含め、令和3年4月15日までに体制等届出の提出が必要です。

- ② 下記の加算について、体制等届出の提出がない場合は、次のように加算区分が自動的に移行されます。

体制等状況一覧表の名称	現行	改定後
サービス提供体制強化加算	加算 I イ	加算 II
	加算 I ロ・II・III	<u>なし</u>
生活機能向上連携加算	あり	加算 II

- ③ 今回の改正により、下記の項目については、経過措置までに実施する必要があります。

該当項目名	経過措置
1 感染症対策の強化	令和6年3月31日まで3年
2 業務継続に向けた取組の強化	令和6年3月31日まで3年
5 ハラスメント対策の強化	なし
10 高齢者虐待防止の推進	令和6年3月31日まで3年
17 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	令和6年3月31日まで3年

- ④ 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

○令和3年度介護報酬改定において、科学的介護情報システム（LIFE）を用いた厚生労働省へのデータ提出等が要件となる加算を算定するため、令和3年4月前半に「LIFE」の利用を開始する場合は、**令和3年3月25日までに利用申請**を行う必要があります。

○詳細については、令和3年2月26日にメール等でお知らせしている「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について（厚生労働省 令和3年2月19日付け事務連絡）をご確認ください。

・掲載場所：「事業者指導課ホームページ → 介護保険事業所トップページ → 申請・届出関係（共通）」内 <http://www.city.okayama.jp/0000028422.html>

○「LIFE」の活用等が要件として含まれる加算

加算名	該当項目名
科学的介護推進体制加算	3 CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

※上記の加算を算定する場合は、LIFE への登録の有無についても体制等届出の提出が必要となります。

○LIFE 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順については、介護保険最新情報 Vol. 938 「科学的介護情報システム（LIFE）関連に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について」をご確認ください。

・掲載場所： W A M N E T > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

資料4の目次

1	感染症対策の強化	4
2	業務継続に向けた取組の強化	4
3	CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進	5
4	人員配置基準における両立支援への配慮	6
5	ハラスメント対策の強化	6
6	会議や多職種連携におけるICTの活用	7
7	利用者への説明・同意等に係る見直し	8
8	員数の記載や変更届出の明確化	8
9	運営規程等の掲示に係る見直し	8
10	高齢者虐待防止の推進	9
11	処遇改善加算の職場環境等要件の見直し	10
12	介護職員等特定処遇改善加算の見直し	10
13	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止	11
14	災害への地域と連携した対応の強化	12
15	認知症専門ケア加算等の見直し	12
16	認知症に係る取組の情報公表の推進	13
17	認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	13
18	個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①	14
19	個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②	14
20	リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進	15
21	リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し	16
22	生活機能向上連携加算の見直し	16
23	サービス提供体制強化加算の見直し	17
24	人員配置基準の見直し	19
25	見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和	20
26	見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し	22
27	基準費用額の見直し	23
28	各サービスの基本報酬	23
29	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	23

省略表記

【短生】・【予短生】・・・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

1 感染症対策の強化

【 短生・予短生 】

概要

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の取組を義務づける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

参考

厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

- ・介護現場における感染対策の手引き など

基準

- ・居宅基準 条例 第113条第2項, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第143条の2第2項, (ユニット型: 準用)

《ポイント》

- ・短生・予短生については、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が新設。
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

2 業務継続に向けた取組の強化

【 短生・予短生 】

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- ・居宅基準 条例 第32条の2準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第55条の2の2準用, (ユニット型: 準用)

《ポイント》

- ・すべての施設において、業務継続計画の策定、計画の周知、研修の開催、訓練及び定期的に計画の見直しを実施すること。
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

参考

厚生労働省が業務継続計画(BCP)の策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドライン等を作成

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ・掲載場所:「事業者指導課ホームページ → 介護保険事業所トップページ → 申請・届出関係(共通)」内 <http://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028375.html>

3 CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

【短生・予短生】

概要

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域(総論(ADL)、栄養、口腔・嚥下、認知症)について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。【告示改正】

※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。

イ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス(居宅介護支援を除く)について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。【省令改正】

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。

科学的介護情報システム

(Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ)

4 人員配置基準における両立支援への配慮

【 短生・予短生 】

概要

介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。【通知改正】

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ・人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

5 ハラスメント対策の強化

【 短生・予短生 】

概要

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

参考

厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

基準

- ・ 居宅基準 条例 第 1 1 0 条第 4 項, (ユニット型: 第 1 8 1 条第 5 項)
- ・ 予防基準 条例 第 1 2 4 条の 2 第 4 項, (ユニット型: 第 1 6 1 条第 5 項)

《ポイント》

- ・ 方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

6 会議や多職種連携における ICT の活用

【 短生・予短生 】

概要

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】

- ・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- ・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

参考

厚生労働省「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン など

基準

○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

- ・ 居宅基準 条例 第 1 1 3 条第 2 項第 1 号, (ユニット型: 準用)
- ・ 予防基準 条例 第 1 4 3 条の 2 第 2 項第 1 号, (ユニット型: 準用)

○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会

- ・ 居宅基準 条例 第 4 0 条の 2 準用, (ユニット型: 準用)
- ・ 予防基準 条例 第 5 5 条の 1 0 の 2 準用, (ユニット型: 準用)

7 利用者への説明・同意等に係る見直し

【 短生・予短生 】

概要

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

参考

厚生労働省「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン など

基準

- ・居宅基準 条例 第279条
- ・予防基準 条例 第270条

8 員数の記載や変更届出の明確化

【 短生・予短生 】

概要

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。【通知改正】

9 運営規程等の掲示に係る見直し

【 短生・予短生 】

概要

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

基準

- ・居宅基準 条例 第34条第2項準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第55条の4第2項準用, (ユニット型: 準用)

10 高齢者虐待防止の推進

【 短生・予短生 】

概要

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務づける。

その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- ・居宅基準 条例 第3条第4項, (ユニット型を含む)
- ・居宅基準 条例 第40条の2準用, (ユニット型: 準用)
- ・予防基準 条例 第3条第4項, (ユニット型を含む)
- ・予防基準 条例 第55条の10の2準用, (ユニット型: 準用)

《ポイント》

- ・すべての施設において、委員会を開催、指針の整備、研修の開催及び虐待防止責任者の設置を実施すること。
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。

1 1 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【 短生・予短生 】

概要

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- ① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・ 職員のキャリアアップに資する取組
 - ・ 両立支援、多様な働き方の推進に資する取組
 - ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・ 生産性の向上につながる取組
 - ・ 仕事へのやりがい、働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- ② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

※ 介護保険最新情報 Vol. 935 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご確認ください。

・ 掲載場所： WAM NET > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

1 2 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

①配分ルール

【 短生・予短生 】

- ・平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
- ・「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

②介護福祉士の配置等要件の緩和

【 短生・予短生 】

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）について、介護福祉士の配置等要件を緩和する。

算定要件等

<p><現行> サービス提供体制強化加算の 最上位区分</p>	⇒	<p><改定後> 以下のいずれかの基準を満たしていると 届け出ていること</p> <ul style="list-style-type: none">・短生でサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）・本体施設で特定処遇改善加算（Ⅰ）
---	---	---

体制等状況一覧表の項目に、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」「あり、なし」という項目が追加される。令和3年4月15日までに新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。

※ 介護保険最新情報 Vol. 935 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご確認ください。

・掲載場所： WAMNET > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

13 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

【 短生・予短生 】

概要

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。

その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

14 災害への地域と連携した対応の強化

【 短生・予短生 】

概要

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

基準

- ・居宅基準 条例 第 112 条第 4 項準用，（ユニット型：準用）
- ・予防基準 条例 第 124 条の 4 第 4 項準用，（ユニット型：準用）

15 認知症専門ケア加算等の見直し

【 短生・予短生 】

概要

認知症専門ケア加算の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について、認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】

なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

※1 認知症ケアに関する専門研修

- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）： 認知症介護実践リーダー研修
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）： 認知症介護指導者養成研修

※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

16 認知症に係る取組の情報公表の推進

【短生・予短生】

概要

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導を除く)を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】

17 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

【短生・予短生】

概要

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、**医療・福祉関係(※)**の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

※医療・福祉関係の資格とは

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

基準

- ・居宅基準 条例 第110条第3項準用, (ユニット型: 第181条第4項)
- ・予防基準 条例 第124条の2第3項準用, (ユニット型: 第161条第4項)

《ポイント》

- ・医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること
- ・令和6年3月31日まで3年の経過措置期間あり。
- ・新入職員の受講については、1年の猶予期間あり

18 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

【 短生・予短生 】

概要

個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

【省令改正】

基準

個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。

<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none">・おおむね10人以下としなければならない。	⇒	<p><改定後></p> <ul style="list-style-type: none">・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
---	---	--

- ・居宅基準 条例 第173条第5項第1号ア（イ）、附則6
- ・予防基準 条例 第157条第5項第1号ア（イ）、附則6

○ 最新情報 Vol. 939 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正前の入居定員の基準を超えるユニットの適切な運営について」をご確認ください。

・掲載場所： WAM NET > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

19 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

【 短生・予短生 】

概要

ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

基準等

(1) 個室ユニット型施設における居室の基準(省令)について、以下のとおり見直しを行う。

<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none">・ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。	⇒	<p><改定後></p> <ul style="list-style-type: none">・廃止
---	---	--

(2) 算定告示の見直し

短期入所生活介護費

<p><現行></p> <ul style="list-style-type: none">・単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）・単独型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）・併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）・併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅱ）	⇒	<p><改定後></p> <ul style="list-style-type: none">・単独型ユニット型短期入所生活介護費・経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費・併設型ユニット型短期入所生活介護費・経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費
---	---	--

20 リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【 短生・予短生 】

概要

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

2 1 リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し

【 短生・予短生 】

概要

業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。

算定要件等

リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。

2 2 生活機能向上連携加算の見直し

【 短生・予短生 】

概要

生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

- 生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICT の活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。

【 告示改正 】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。

単位数

< 現行 > ・ (新設)	⇒	< 改定後 > ・ 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 / 月 (※ 3 月に 1 回を限度)
・ 生活機能向上連携加算 200 単位 / 月	⇒	・ 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 / 月 (現行と同じ) ※ (I) と (II) の併算定は不可。

算定要件等

<生活機能向上連携加算（Ⅰ）>（新設）

- ・ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- ・ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

<生活機能向上連携加算（Ⅱ）>（現行と同じ）

- ・ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

※ 個別機能訓練加算を算定している場合、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

《ポイント》

- ・ 生活機能向上連携加算を令和 3 年 4 月から算定する場合は、令和 3 年 4 月 15 日までに体制等届出を事業者指導課へ提出が必要。
- ・ 生活機能向上連携加算を引き続き令和 3 年 4 月から加算（Ⅱ）を算定する場合は、提出不要。加算（Ⅰ）を算定する場合は、令和 3 年 4 月 15 日までに体制等届出の提出が必要。

23 サービス提供体制強化加算の見直し

【短生・予短生】

概要

サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

- ・介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」
- ・常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」
- ・勤続年数に係る要件は「利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める7年以上勤続職員の割合」

<加算Ⅰ：22単位/回（日）>（新たな最上位区分）

以下のいずれかに該当すること。

- ①介護福祉士80%以上
- ②勤続10年以上介護福祉士35%以上

<加算Ⅱ：18単位/回（日）>（改正前の加算Ⅰイ相当）

- ・介護福祉士60%以上

<加算Ⅲ：6単位/回（日）>（改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当）

以下のいずれかに該当すること。

- ①介護福祉士50%以上
- ②常勤職員75%以上
- ③勤続7年以上30%以上

【短生・予短生】※併設型 【体制等届出が必要】

サービス提供体制強化加算の名称変更につき、併設型の短生・予短生でサービス提供体制強化加算を算定する場合は、新たに体制等届出の提出が必要になります。令和2年度について、併設型で加算Ⅰイを算定していて、令和3年4月から加算Ⅱを算定する予定であっても、体制等届出の提出がない場合は、サービス提供体制強化加算はなしとなります。

<現行> サービス提供体制強化加算（単独型、併設型） サービス提供体制強化加算（空床型）	⇒ ⇒	<改定後> サービス提供体制強化加算（単独型） サービス提供体制強化（併設型、空床型）
--	--------	---

《ポイント》

- ・令和2年度の実績（R2.4～R3.2）を確認し、加算区分を変更して令和3年4月から算定する場合は、令和3年4月15日までに体制等届出を事業者指導課へ提出が必要。
- ・体制等届出の提出がない場合は、次のように加算区分が自動的に移行します。
（現行）加算Ⅰイ →（改正後）加算Ⅱ
（現行）加算Ⅰロ・Ⅱ・Ⅲ →（改正後）**なし**
- ・併設型短生・予短生について、加算の名称変更に伴い、令和3年4月以降に算定する場合は算定区分を問わず、体制等届出の提出が必要。

24 人員配置基準の見直し

【短生・予短生】

概要

(介護予防) 短期入所生活介護における看護職員の配置基準について、看護職員の確保が困難な状況がある中で、地域において人材を有効活用しながら医療的ケアを行う体制の充実を図る観点から、見直しを行う。【省令改正、通知改正】

算定要件等

- ・ 看護職員の配置が必須ではない単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所について、看護職員を配置しなかった場合であっても、医療的ケアの必要な利用者への対応の充実を図るため、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保すること（当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること）を求めることとする。
- ・ 看護職員の常勤1名以上の配置が求められている併設型かつ定員20人以上の事業所について、類型・定員により必要とされる医療的ケアに差はないことを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、単独型及び併設型かつ定員19人以下の事業所と同様の人員配置とする。

	現行	改定後
単独型・併設型共通	・ 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上	
単独型 併設型・定員19名以下	・ 配置規定なし	・ 看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携(※)により確保すること。(当該連携により、看護職員が必要に応じてサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと、当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。)
併設型・定員20名以上	・ 常勤で配置	

※「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。

- ① 病院等（病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、同項に規定する併設本体施設を含む。）をいう。②及び③において同じ。）の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。
- ② 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。
- ③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。

基準

- ・ 居宅基準 条例 第150条第6項、第7項
- ・ 予防基準 条例 第133条第6項、第7項

《ポイント》

併設短生・予短生について、定員が20名以上であっても、看護職員の配置義務はなくなった。

25 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

【短生・予短生】

概要

介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等の ICT を導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

算定要件等【体制等届出が必要】

介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないように配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

〈改定前〉		
配置人数	利用者数 25 人以下	1 人以上
	利用者数 25 ～ 60	2 人以上
	利用者数 61 ～ 80	3 人以上
	利用者数 81 ～ 100	4 人以上
	利用者数 101 以上	4 に、利用者の数が 100 を超えて 25 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

↓

〈改定後〉		
配置人数	利用者数 25 人以下	1 人以上
	利用者数 25 ～ 60	1. 6 人以上
	利用者数 61 ～ 80	2. 4 人以上
	利用者数 81 ～ 100	3. 2 人以上
	利用者数 101 以上	3. 2 に、利用者の数が 100 を超えて 25 又はその端数を増すごとに 0. 8 を加えて得た数以上

(要件)

- ・ 施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・ 夜勤職員全員がインカム等の ICT を使用していること
- ・ 安全体制を確保していること (※)

※安全体制の確保の具体的な要件

- ① 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ② 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③ 緊急時の体制整備 (近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④ 機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む)
- ⑤ 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥ 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

※ 見守り機器や ICT 導入後、上記の要件を少なくとも 3 か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会 (具体的な要件①) において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

○介護保険最新情報 Vol. 940 「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点についてをご確認ください。

・掲載場所： W A M N E T > 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

26 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

【短生】

概要

短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

単位数 変更なし

算定要件等【体制等届出が必要】

短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。

- ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
- ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

最低基準に加えて配置する人員	① 現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	② 新設要件(0.6人配置要件)
見守り機器の入所者に占める導入割合	0.9人(現行維持)	ユニット型:0.6人(新規) 従来型: ①人員基準緩和を適用する場合0.8人(新規) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ②①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合等)0.6人(新規)
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% ※15%→10%へ緩和	100%
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置(現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること(※)

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

※ ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的な要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

27 基準費用額の見直し

【短生・予短生】

概要

介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）※令和3年8月施行

<現行> 1,392円/日	⇒	<改定後> 1,445円/日（+53円）
------------------	---	-------------------------

28 各サービスの基本報酬

概要

各サービスにおいて、基本報酬の単位が変更になります。

29 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。